


# 学校感染症と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群 (SARS), 急性灰白髄炎 (ポリオ), 中東呼吸器症候群 (MERS), 特定鳥インフルエンザ (H5N1, H7N9)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザおよび 新型インフルエンザ等を除く)	<p>発症後5日間を経過し、かつ解熱後2日が経過するまで ※症状が出た日の翌日を1日目として数えます。</p> <p>例えば、発症後2日目に解熱した場合</p>  <p>例えば、発症後4日目に解熱した場合</p> 
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主な症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎, その他の感染症 (※重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要がある時に限り緊急的に措置をとることができるもの)	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで